



建 荷 協

み や ぎ

NO.84

目 次

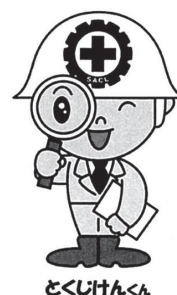
令和8年度第15回定時総会を開催	1
令和8年度建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施	5
特定自主検査研修を開催	7
検査関連行政処分一覧	13
宮城労働局からのお知らせ	14
支部からのお知らせ	20
編集後記	21



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

宮 城 県 支 部



令和 8 年度第 15 回定時総会を開催

5 月 21 日 (木) 15 時から仙台サンプラザで、令和 8 年度第 15 回定時総会が開催されました。総会では、上程された 3 報告事項及び 2 議案全てが審議の結果、原案通り承認議決されました。

1. 開 会 事務局から「本日の出席会員 44 社、委任状による表決会員 51 社、計 95 社で、正会員数 100 社の過半数に達しており、支部規約第 14 条に定める定足数を満たしている」旨を告げ、開会した。
2. 支部長挨拶
3. 議長選出 「定時総会の議長は、支部規約第 12 条の定めるところにより、支部長が当たる」旨を告げ、支部長が議長席に着いた。
4. 議事録署名の選出
議長から議事録署名人の選出について諮ったところ、「議長一任」の声があり、議長より千葉文夫氏（有限会社東仙機工）、川村幸枝氏（株式会社ワイティ・クリエイション）にお願いしたい旨を諮ったところ、本人及び全員異議がなく、全会一致で選出された。
5. 議 題
 - (1) 報告事項 議長から「これから提案する事項については、去る 2 月 20 日と 4 月 24 日の両日開催の支部理事会において承認されたものである」旨を告げた。
報告事項 1 令和 7 年度 事業報告
報告事項 2 令和 8 年度 事業計画
報告事項 3 令和 8 年度 収支予算書
 - (2) 決議事項
 - 第 1 号議案 令和 7 年度決算報告関係書類承認
事務局より主要事項の要点説明し、次いで菅原澄監事より監査報告があり、賛否を問い全会一致で承認された。
 - 第 2 号議案 役員の補充に関する件
議長から所属会社の人事異動に伴い、理事の方 2 名が辞任したことが告げられた。本総会において、欠員理事の補充選任を行い、全会一致で承認された。
6. 閉 会 事務局から「以上をもって第 15 回定時総会は全ての議事を終了しました」旨を告げ、閉会した。

小休止の後、来賓として出席の宮城労働局労働基準部 健康安全課長 二木多賀子様を紹介し、ご祝辞を頂いた。その後、令和 8 年度通年表彰が行われ、会長表彰では、功績賞 1 名、技能賞 2 名、精励賞 1 名が表彰され、支部長表彰では、優良検査者 3 名が表彰され、それぞれ中野支部長より、盾と記念品が贈呈された。

総会終了後は同 5 階にて、懇親会が開宴され、中野支部長の開宴挨拶に続き、高橋副支部長の乾杯のご発声を以って祝宴が始まった。和やかな雰囲気での歓談が続く中で親交を深め合い、窪田監事の中締めによりお開きとなった。

令和 8 年度通年表彰

1. 会長表彰（4 名）

(1) 功績賞：菅原 倫 様 コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー

理由：特定自主検査制度の定着化と顕著な功績のうち、特に社会的功績が顕著な個人の表彰である。

(2) 技能賞：安住 孝司 様 コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー
鳴海 俊哉 様 ロジスネクストジャパン株式会社東北支社

理由：建設荷役車両の特定（定期）自主検査・整備の業務に永年尽力し、顕著な業績が認められる個人の表彰である。

(3) 精励賞：宮城 智子 様 （公社）建荷協 宮城県支部

理由：協会業務遂行に顕著な功績が認められた協会職員の表彰である。

2. 支部長表彰（3 名）

・優良検査者

大内 智彦 様 コミュニケーション・リンク株式会社
杉山 和勇 様 有限会社トータル・モービル・アオキ
長澤 亮 様 仙台リフトサービス株式会社

理由：整備技術の自己研鑽に励み、ユーザーへの指導も適切であり、過去 5 年間労働災害を受けていない。

総 会



表彰式



会長表彰 功績賞



会長表彰 技能賞



会長表彰 技能賞



会長表彰 奨励賞



支部長表彰 優良検査者



支部長表彰 優良検査者



支部長表彰 優良検査者

懇親会



令和 8 年度建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施

昭和 60 年に開始して 42 年目を迎える標記の強調月間は、『特自検 プロの点検 確かな安全』をスローガンとして「特定自主検査関係法令の遵守」を目標とし、「検査業者及び事業内による検査が適正に行われることの促進」と「建設荷役車両を使用する事業者において特定自主検査が定着するよう、その周知・徹底に努めること」を主眼に全国的に展開されます。

実施要綱は下記のとおりです。

検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章を貼付しなければなりません。

九段下 愛

特
自
検

プ
ロ
の
点
検

確
か
な
安
全

特定自主検査

特 自 検

特定自主検査
強調月間

令和 8 年 11/1 日 > 30 月

毎年 11 月は、特定自主検査強調月間です。

この期間に、各事業者様は「検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制」の再確認・再整備をお願いいたします。

とくごけんけん

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

このモデルはAIで生成しました。

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES

九段下 愛のメッセージ

令和8年度 建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「特自検 プロの点検 確かな安全」



令和8年

11/1 日 > 30 月



趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和7年度には全国で約213万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和8年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

特定自主検査研修を開催

令和8年度支部事業計画及び事業者からの要請に基づき、各種研修を実施しました。今回の研修では、安衛法の一部改正により令和8年1月1日から「特定自主検査基準」（告示）が制定され、この基準に基づかない検査が認められた場合は、法令違反といった位置づけとなり、業務停止処分の対象となる内容を含め、学科では「基準」の解説をし、実技では車両を使い検査の実践をした。この各研修は下記のとおりです。

1. 資格取得研修

◎車両系（整地等）：検査業者所属検査員研修

○開催日 令和8年6月11日（木）～13日（土）

○会 場 【学科】（一財）宮城県青年会館

【実技】山中産業株式会社

○講 師 北條 仁之（協会講師）

○受講者氏名・所属は下記のとおり（受付順6名敬称略）。

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	三浦 美春	南光運輸株式会社	4	管野 隆史	ロジスネクストジャパン株式会社
2	木村 晃大	トヨタL&F宮城株式会社	5	菅野 嗣人	ロジスネクストジャパン株式会社
3	伊藤 亮	トヨタL&F宮城株式会社	6	小山 貴史	株式会社ワイティ・クリエイション



◎フォークリフト：検査業者所属検査員研修

○開催日 令和8年7月9日(木)～11日(土)

○会 場 【学科】(一財)宮城県青年会館
【実技】トヨタL&F宮城株式会社○講 師 阿部 耕也 (コマツカスタマーサポート株式会社)
塚部 専太郎 (トヨタL&F宮城株式会社)
平塚 拓也 (ロジスネクストジャパン株式会社)

○受講者氏名・所属は下記のとおり(受付順27名敬称略)。

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	新 康平	西尾レントオール株式会社	15	荒木 和之	ロジスネクストジャパン株式会社
2	佐々木 政耶	有限会社高橋建機工業	16	寒河江 竜也	ロジスネクストジャパン株式会社
3	千田 晃汰	有限会社高橋建機工業	17	川田 孝広	コマツカスタマーサポート株式会社
4	畑中 拓弥	ロジスネクストジャパン株式会社	18	遠藤 拓也	株式会社カナモト
5	熊谷 未来	株式会社カナモト	19	鈴木 雄登	株式会社カナモト
6	小野寺 敦	有限会社東北工業	20	加藤 陽亮	株式会社タカリュウ
7	尾上 岬	株式会社レンタルのニッケン	21	高城 尚斗	株式会社タカリュウ
8	渡邊 和義	山中産業株式会社	22	小林 唯之	フジトランスポート株式会社
9	大槻 庄一	ヤンマー建機株式会社	23	高嶋 洋介	株式会社セントラル
10	庄子 龍斗	株式会社カナモト	24	玉田 豪	東北リース株式会社
11	鈴木 将真	トヨタL&F宮城株式会社	25	浅野 佑太	株式会社キナン
12	佐藤 圭	南光運輸株式会社	26	伊東 涼馬	ロジスネクストジャパン株式会社
13	庄子 記央	丸幸自動車工業株式会社	27	佐藤 哲也	トヨタL&F宮城株式会社
14	雁部 晃影	丸幸自動車工業株式会社			



◎高所作業車：検査業者所属検査員研修

- 開催日 令和8年7月22日(水)～24日(金)
- 会 場 【学科】(一財)宮城県青年会館
【実技】アイチ研修センター仙台教習所
- 講 師 伊藤 敬(株式会社アイチコーポレーション)
小菅 寛(株式会社アイチコーポレーション)

○受講者氏名・所属は下記のとおり(受付順19名敬称略)。

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	佐々木 政耶	有限会社高橋建機工業	11	相沢 裕介	株式会社キナン
2	千田 晃汰	有限会社高橋建機工業	12	尾上 岬	株式会社レンタルのニッケン
3	田坂 駿	株式会社ほくとう	13	庄子 記央	丸幸自動車工業株式会社
4	加藤 陽亮	株式会社タカリュウ	14	雁部 晃影	丸幸自動車工業株式会社
5	高城 尚斗	株式会社タカリュウ	15	松井 翼	株式会社カナモト
6	菅原 達矢	株式会社レンタルのニッケン	16	石田 修裕	有限会社小山内重整備
7	金田 賢治	株式会社レンタルのニッケン	17	佐藤 結斗	株式会社橋本建機
8	岩田 翔太	西尾レントオール株式会社	18	金野 和	株式会社アイチコーポレーション
9	阿部 翔太郎	株式会社キナン	19	在原 善人	フジトランSPORT株式会社
10	藤原 祐吾	株式会社セントラル			



2. 能力向上教育

近年、建設荷役車両においては、メカトロ化、高機能等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進歩には著しいものがあります。これらの技術の進歩に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係わる高度な知識と技術が必要となってきています。これらの要求に応える目的で、本教育研修は検査業務に概ね5年以上従事した検査者を対象に毎年行っており、内容等は下記のとおりです。

◎フォークリフト

- 開催日 令和8年4月28日(火)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容
 - ・最近のフォークリフトに関する知識
 - ・検査及び検査機器に関する知識
 - ・災害事例及び関係法令
 - ・検査記録表の記入要領及び演習
- 保有資格と受講人数
 - 検査業者所属検査員 35名・事業内検査者検査員 4名
- 講 師 阿部 耕也 (コマツカスタマーサポート株式会社)
塚部 専太郎 (トヨタL&F宮城株式会社)
- 受講者氏名・所属は下記のとおり(受付順39名敬称略)。

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	伊藤 正好	南光運輸株式会社	21	日下 勝彦	東北建機整備株式会社
2	高橋 充	有限会社東北工業	22	菅原 浩司	マルダイ工業有限会社
3	若生 貴宣	株式会社羽田電機工業所	23	高橋 寛迪	ロジスネクストジャパン株式会社
4	佐藤 敦紫	寺嶋建設工業株式会社	24	佐々木 郁斗	ロジスネクストジャパン株式会社
5	及川 裕之	株式会社カナモト	25	木村 克彦	コマツカスタマーサポート株式会社
6	沼倉 一晃	株式会社カナモト	26	伊藤 満	コマツカスタマーサポート株式会社
7	阿部 貴之	菅原産業株式会社	27	浅野 堪越	トヨタL&F宮城株式会社
8	四ノ宮 篤史	菅原産業株式会社	28	西崎 亮介	トヨタL&F宮城株式会社
9	八巻 知志	株式会社橋本建機	29	伊藤 智	ロジスネクストジャパン株式会社
10	村上 博	株式会社橋本建機	30	藤原 幸男	コマツカスタマーサポート株式会社
11	友藤 勝	株式会社橋本建機	31	軍司 貴彦	コマツカスタマーサポート株式会社
13	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社	33	菅原 大富	株式会社鈴孝建機
14	菊地 智弘	ビー・シー・エス株式会社	34	高橋 充	コマツカスタマーサポート株式会社
15	大坪 博和	株式会社アクティオ	35	笹野 宏太	コマツカスタマーサポート株式会社
16	大久 健人	西尾レントオール株式会社	36	武山 竜也	ロジスネクストジャパン株式会社
17	飯屋崎 智丈	仙台リフトサービス株式会社	37	設楽 圭吾	近物レックス株式会社
19	澁谷 剛	JR東日本テクノロジー株式会社	39	篠原 和彦	旭重車輛株式会社
20	洞澤 克敏	和晃商事株式会社			



◎高所作業車

- 開催日 令和8年8月21日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容
- ・最近の高所作業車に関する知識
 - ・検査及び検査機器に関する知識
 - ・災害事例及び関係法令
 - ・検査記録表の記入要領及び演習

○保有資格と受講人数

検査業者所属検査員 19名・事業内検査者検査員 2名

○講 師 伊藤 敬(株式会社アイチコーポレーション)

○受講者氏名・所属は下記のとおり(受付順21名敬称略)。

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	高橋 徹	株式会社カナモト	12	篠田 共生	株式会社タダノテクノ東日本
2	川口 博美	株式会社カナモト	13	藤岡 慶太郎	丸幸自動車工業株式会社
3	中谷 和弘	株式会社キナン	14	泉 勇一	JR東日本テクノロジー株式会社
4	佐藤 昌良	株式会社キナン	15	石川原 春樹	日東レンタル株式会社
5	鈴木 久昭	株式会社タダノテクノ東日本	16	伊藤 陽真	株式会社レンタルのニッケン
6	浅野 敬志	縣北自動車整備工業株式会社	17	中條 信次	合同会社中條エンジニアサービス
7	門馬 孝徳	宮城車体株式会社	18	中條 雅之	合同会社中條エンジニアサービス
8	櫻井 利弥	住友ナコフオークリフト販売	19	葛西 芳幸	株式会社ほくとう
9	千葉 亮	有限会社大日機械	20	下山 光太	西尾レントオール株式会社
10	須藤 芳史	株式会社エルビダあおば	21	藤原 幸重	丸幸自動車工業株式会社
11	菅原 幸也	株式会社タダノテクノ東日本			



◎車両系建設機械

- 開催日 令和8年9月11日(金)
- 会 場 (一財) 宮城県青年会館
- 研修内容
- ・最近の車両系建設機械に関する知識
 - ・検査及び検査機器に関する知識
 - ・災害事例及び関係法令
 - ・検査記録表の記入要領及び演習
- 講 師 北條 仁之(協会講師)
- 受講者氏名・所属は下記のとおり(受付順58名敬称略)。

- 保有資格と参加人員
- 検査業者検査員 8名
- 事業内検査者 4名
- 1級・2級建設機械整備技能士 38名
- 1級・2級建設機械施工管理技士 8名

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	今野 秀則	南光運輸株式会社	30	猪又 芳郎	有限会社猪又重建
2	小野寺 秀司	株式会社カナモト	31	庄子 照雄	中田建設工業株式会社
3	佐藤 哲也	日本キャタピラー合同会社	32	高野 博明	中田建設工業株式会社
4	大久 正樹	コマツカスタマーサポート株式会社	33	小笠原 将行	株式会社東北機工
5	子玉 優斗	コマツカスタマーサポート株式会社	34	安藤 宏平	株式会社エルビダあおば
6	小山 晋	コマツカスタマーサポート株式会社	35	山田 琢磨	日本キャタピラー合同会社
7	山家 啓	コマツカスタマーサポート株式会社	36	佐藤 陽一	株式会社タダノテクノ東日本
8	樋山 清彦	コマツカスタマーサポート株式会社	37	坂本 隼人	西尾レントオール株式会社
9	秋元 亮暉	コマツカスタマーサポート株式会社	38	有田 光男	株式会社MIYABIコーポレーション
10	熊谷 修栄	コマツカスタマーサポート株式会社	39	菅 友人	有限会社藤三建設
11	関根 海	コマツカスタマーサポート株式会社	40	新沼 祐二	株式会社ほくとう
12	中村 秀之	株式会社ほくとう	41	高橋 勝弘	株式会社ほくとう
13	鈴木 雄登	株式会社カナモト	42	伊藤 好洋	齋藤建設株式会社
14	中谷 和弘	株式会社 キナン	43	池端 征剛	齋藤建設株式会社
15	高野橋 克也	有限会社高野橋機械	44	二戸 勲	有限会社マルニ産業
16	邊見 正一	有限会社丸正産業	45	佐々木 勝彦	海陸サービス株式会社
17	鈴木 稔	有限会社東北工業	46	佐々木 繁樹	株式会社キナン
18	阿部 勢司	マルダイ工業有限会社	47	佐藤 颯哉	コマツカスタマーサポート株式会社
19	小野寺 富夫	株式会社坂口組	48	柿境 諒	コマツカスタマーサポート株式会社
20	菅野 敏男	株式会社坂口組	49	菊田 仁	コマツカスタマーサポート株式会社
21	佐藤 哲哉	株式会社野口重機	50	鈴木 浩太郎	コマツカスタマーサポート株式会社
22	小野寺 旭	株式会社丸沖建設	51	鈴木 魁	コマツカスタマーサポート株式会社
23	狩野 孝	菅原産業株式会社	52	佐々木 修	日本キャタピラー合同会社
24	畑中 拓弥	ロジスネクストジャパン株式会社	53	水本 雄貴	三洋テクニクス株式会社
25	小川 辰也	泉新機械工業株式会社	54	櫻井 徹	ロジスネクストジャパン株式会社
26	櫻下 朋樹	山崎建設株式会社	55	島森 孝	ロジスネクストジャパン株式会社
27	亀岡 祐治	株式会社亀岡建設	56	佐藤 和希	ロジスネクストジャパン株式会社
28	菅原 健二	野口建設株式会社	57	白井 慎策	和晃商事株式会社
29	福田 一臣	仙台砕石株式会社	58	三浦 誠	和晃商事株式会社



検査関連行政処分一覧

・無資格者による検査関連の行政処分

令和8年9月1日現在

令和 年別	処分 年月	不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	備 考
R3	R3. 12. 1	法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。	石川	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4. 1. 1	処分の原因となった事実の概要について、行政による発表なし。	栃木	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日	根拠となる法令条項の発表なし
R4	R4. 9. 21	平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。	東京	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）および車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年3月21日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4. 12. 26	令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと。	大分	フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6月30日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R5	R5. 8. 3	令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。	大阪	特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年8月1日～令和6年1月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R6	R6. 2. 26	（1）労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の行政処分を受けた。 （2）令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。（会員）	東京	検査業の登録取消し	処分の根拠（法第54条の6第2項第2号）
R7	R7. 1. 9	令和5年10月20日に特定自主検査をした1台のフォークリフトについて、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。（一般）	鳥取	業務停止6ヶ月 令和7年1月9日から 令和7年7月8日までの間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R7	R7. 4. 28	労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める特定自主検査を行う資格を有しない者に、令和5年1月20日から令和7年1月16日までの間、3回にわたりフォークリフト1台の特定自主検査を実施させていたこと。（会員）	京都	業務停止2ヶ月 令和7年4月28日から 令和7年6月27日までの2月間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R7	R7. 12. 5	労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める特定自主検査を行う資格を有しない者に、令和7年6月23日から令和7年8月6日までの間、フォークリフト19台の特定自主検査を実施させていたこと。（会員）	山梨	業務停止6ヶ月 令和7年12月5日から 令和8年6月4日までの6月間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

以上、本部に於いて把握したものを一覧にした。

宮城労働局からのお知らせ

健康安全課

宮城労働局管内の主要業種別労働災害発生状況(1月～8月)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和8年8月末現在

休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	令和8年		令和7年同期		令和8年と令和7年の比較		
					増減数		増減%
全産業	1,347人	(7人)	1,480人	(5人)	-133人	(2 人)	-9.0%
製造業	248人	(1人)	249人	(0人)	-1人	(1 人)	-0.4%
建設業	140人	(3人)	166人	(2人)	-26人	(1 人)	-15.7%
陸上貨物運送事業	189人	(1人)	195人	(0人)	-6人	(1 人)	-3.1%
林業	12人	(0人)	6人	(0人)	6人	(0 人)	100.0%
第三次産業	704人	(2人)	793人	(2人)	-89人	(0 人)	-11.2%
商業	264人	(0人)	275人	(0人)	-11人	(0 人)	-4.0%
小売業	170人	(0人)	190人	(0人)	-20人	(0 人)	-10.5%
社会福祉施設	110人	(1人)	148人	(0人)	-38人	(1 人)	-25.7%
上記以外の業種の合計	54人	(0人)	71人	(1人)	-17人	(-1 人)	-23.9%

○休業4日以上
の死傷者数 (うち死亡者数)

発 生 年	令和7年(1～12月)	令和6年(1～12月)	増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2453人 (6人)	2420人 (11人)	33 (-5 人)	1.4%

令和 8 年 宮城県内における死亡災害発生概要

令和8年9月8日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	一般貨物自動車運送業 (4.3.1)	10～49人	交通事故 (道路)	トラッククレーンに荷を積載し市道を走行中、凍結路面でスリップして歩道に乗り上げ横転した。事故処理をしていた被災者に、スリップした後続車（トラック）が激突した。
	1月	4時台	トラック	
2	自動車整備業 (1.17.1)	50～99人	交通事故 (道路)	キャリアカー（車輛運搬車）に車輛を積載し県外の東北自動車道下り線を走行中、前方に停止していた大型トラックに追突した。
	1月	7時台	トラック	
3	その他の土木工事業 (3.1.99)	1～9人	交通事故 (道路)	高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。
	4月	16時台	トラック	
4	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	道路工事現場において、道路上を走行していた中型トラックが当該現場に突入し、交通誘導していた誘導員に激突した。
	5月	2時台	トラック	
5	社会福祉施設 (13.2.1)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	田んぼ内で倒れているところを発見されたもので、田んぼの代掻き作業に使用していたトラクターに接触したことが原因と見られる。
	5月	14時台	乗用型トラクター	
6	その他の建築工事業 (3.2.9)	1～9人	その他	つり足場内において橋梁の塗膜剥離作業に従事していたところ、倒れている状態で発見されたもの。
	7月	14時台	分類不能	
7	その他の土木工事業 (3.1.99)	10～49人	墜落・転落	事業場敷地内に植えられた木の剪定作業するために、脚立に上がったところ墜落した。
	8月	8時台	脚立	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

◎厚生労働省ホームページのご案内（2次元コード）

- ・「高年齢労働者の安全衛生対策について ～高年齢者の労働災害防止のための指針等～」



- ・「治療と仕事の両立の両立について ～治療と就労の両立支援指針等～」



事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/seisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,098**円

令和8年10月1日から！
（9月30日までは時間額1,038円）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます（ただし、上記宮城県最低賃金額が特定最低賃金額を上回っている場合は、宮城県最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。）。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金※と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- (2) 日給制の場合

$$\text{日給} \div 1 \text{ 日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- (3) 月給制の場合

$$\text{月給} \div 1 \text{ 箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
 出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
 例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 1,098 円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給 190,500 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 190,500 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 1,099.03 \text{ 円} \geq 1,098 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

支部からのお知らせ

1. 巡回指導結果報告について

令和 8 年 7 月に事業内 16 社につきまして巡回指導訪問させて頂きました。

改善を必要とする事業者様に対して改善要望書を提出し、「巡回指導改善報告書」をご提出頂いております。

指導内容としては、記録表の記入漏れや記入誤りが最も多く、続いて再教育（能力向上教育）の未受講、特自検台帳の管理・保守不備、検査判定基準値表の不備、月例点検の未実施、業務点検未実施等の報告を受けました。記録表の記入漏れ・記入誤りの大きな要因については、再教育（能力向上教育等）の未受講による検査員の知識不足によるものと推察しましたので、巡回訪問のなかで再教育の重要性を該当事業者様へ説明し再教育の受講を勧めて参りました。

また、今回安衛法の一部改正（令和 8 年 1 月 1 日）で「特定自主検査基準」（告示）に基づく確実な検査を実施し、不正を起こさない労働災害防止をされるよう指導してきました。

今後も指導を続けて参りますが、会員様のお役に立てるよう、巡回指導を通じて特自検の普及促進に取り組んで参ります。

2. 令和 8 年度研修計画

令和 8 年度上期の研修は、会員各位のご協力により下記の実績を以って、無事終了しました。厚く御礼申し上げます。令和 8 年度下期の研修計画は、下記のとおり開催しますので、引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、皆様のご要望があれば臨時に研修の開催も検討いたしますので、ご相談下さい。

※付の日付は、開催予定日

研修内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
資格取得研修												
車両系（整地等）			11-13									
フォークリフト				9-11								
高所作業車				22-24								
能力向上教育												
車両系（整地等）						11						
フォークリフト	28											
高所作業車					21							
実務研修												
車両系（整地等）								※6				
フォークリフト							※16					
安全教育												
建機付属クレーン							※27					
ショベルローダー												
特自検セミナー								※17				

3. 会員動向（令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日）

- 入会 2 社 ・株式会社諸岡 東北営業所
・丸幸自動車工業株式会社 仙台新港店
- 退会 2 社 ・丸宮コンクリート工業株式会社
・青バラ運輸有限会社

現会員数 97 社

～～～編集後記～～～

令和 8 年 1 月 1 日 定期自主検査指針が、特定自主検査基準へと一部改正となりました。それに伴い、当支部では毎年 11 月の特自検強調月間期間中に「特自検セミナー」を開催いたします。

事務局は、昨年 11 月にフレッシュ☆なメンバーを、そしてこの 5 月から新たなる最強！メンバーを迎え、計 3 名体制となりました。セミナー当日、この新体制 3 名で会場にてお待ちしておりますので、皆さまぜひご出席下さいますよう、この場をお借りしてご案内申し上げます。（宮城）

今年 5 月に入社したオールドルーキーの大友です。
主に研修関連及び巡回指導関連等を担当しています。入社してから 4 か月とまだまだ慣れない業務につき皆様にご迷惑をお掛けするかと思いますが、今後とも協会ともども宜しくお願い致します。

昨年 11 月に入社した高橋です。
入社して 1 年が経とうとしております。機械等まだまだ分からないことも多く皆様にご迷惑をお掛けしていることと存じますが、日々の業務から皆さまとのつながりに支えられていることを実感しております。今後も大切にしながら、身近に感じていただける協会を目指して参ります。お気軽に事務所にもお越しくださいませ！

引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。



発行所 仙台市宮城野区五輪 1 - 6 - 9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022-298-2150